

これは理解を助けるための参考の文書です。
正式な文書は保健所が発行した日本語の文書です。

保第 _____ 号
年 月 日

_____様

_____保健所長

入院勧告書

年 月 日付けで 保第 _____ 号で通知しましたあなたの入院について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第20条第1項(第26条及び第26条の2で準用)の規定に基づき、下記のとおり入院を勧告します。

入院の期間に退院基準に該当することとならなかった場合、入院の期間を延長します。

なお、この勧告に従わない場合は、**新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定に基づき、法第20条第2項(法第26条及び第26条の2で準用)を準用し、入院の措置を実施することがあります。**

1 入院する医療機関

(1) 名称

(2) 所在地

2 入院する期間

年 月 日から 年 月 日まで

入院の期間に退院基準に該当することとならなかった場合、

年 月 日から 年 月 日まで

の間、入院の期間を延長します。

3 入院を勧告する理由

(1) **感染症**のまん延を防止するため

(2) **感染症**の症状が認められるため

4 その他

あなたは、法第22条第3項(法第26条で準用)の規定に基づき退院を求めることができ、その結果、当該感染症の病原体を保有していないこと、または、当該感染症の症状が消失したことが確認された場合は、法第22条第1項(法第26条で準用)の規定に基づき入院は終了します。

また、法第24条の2第1項の規定に基づき、入院中にあなたが受けた処遇について、文書又は口頭により苦情の申出をすることができます。

この書面は、入院の期間の延長(初回に限る。)を行う場合の書面による通知を兼ねるものです。ただし、あなたから入院の延長に同意しない旨の申し出があった場合は、改めてこれを行います。

担 当: _____